

## Ⅲ. 風景づくりの推進体制

---



## 第9章 協働による風景づくりの推進体制

1. 協働による風景づくりの推進体制 ..... 9- 2
  - (1)多様な主体による協働・連携
  - (2)世田谷区風景づくり委員会による調査・審議
  - (3)せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導
  - (4)関連機関との調整・連携
  - (5)庁内関係所管との調整・連携
  
2. 計画の検証・評価 ..... 9- 4
  - (1)計画の検証・評価と見直し
  - (2)基本理念の評価指標

第9章では、多様な主体との協働により風景づくりを推進するため専門家や国、都、周辺自治体などの関係機関、庁内関係所管との連携の考え方と、風景づくり計画の検証・評価の考え方について示します。

# 1. 協働による風景づくりの推進体制

本計画で示した内容などについて、以下に示す推進体制のもと、多様な主体との協働により風景づくりを進めます。

## (1) 多様な主体による協働・連携

区民、事業者、区の責務を明確にするとともに、地域団体や学校、大学、企業など、多様な主体との協働、連携により、区民ひとりひとりが担い手となる区民主体の風景づくりに取り組みます。

## (2) 世田谷区風景づくり委員会による調査・審議

風景づくりに関する重要事項を調査・審議する機関として、区民および学識経験者にて構成する世田谷区風景づくり委員会を設置しています。風景づくり計画の策定・変更に関することをはじめ、以下の内容について、風景づくり委員会の調査や審議を得ながら進めます。

### <主な審議事項>

- ・風景づくり計画の策定・変更に関すること
- ・風景づくりの推進に功績があったと認める者への表彰に関すること
- ・建設行為等の届出の勧告・変更命令に関すること
- ・住民等による風景づくり計画の策定等の提案(景観法第 11 条)に関すること
- ・景観重要建造物の指定・現状変更の規制・原状回復命令・指定の解除に関わること
- ・景観重要樹木の指定・現状変更の規制・原状回復命令・指定の解除に関わること      など

## (3) せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導

建設行為等や屋外広告物の設置等に関する技術的指導・助言を効果的に行うため、各部門における経験や知識のある専門家「せたがや風景デザイナー」を活用した「事前調整会議」により誘導・調整を行います。

届出や協議が必要となる一定規模以上の建築行為等や屋外広告物設置等に加え、公共施設の整備や大規模開発などによる街づくりなど、風景づくりに関する事項についても積極的に活用し、良好な風景づくりを進めます。

## (4) 関連機関との調整・連携

### 1) 国および地方公共団体との協議・連携

国や他の地方公共団体などが区内に公共施設を整備する際は、「公共施設風景づくり指針」をはじめとした風景づくり計画に定める事項に整合する計画となるよう、協議します。

道路や河川整備に関わる眺望の保全など、行政の境界を越えて一体的な風景の形成を調整する必要がある際は、都や隣接区市との連携を図り、役割分担などの調整をしながら風景づくりを進めます。

### 2) その他関連機関との連携

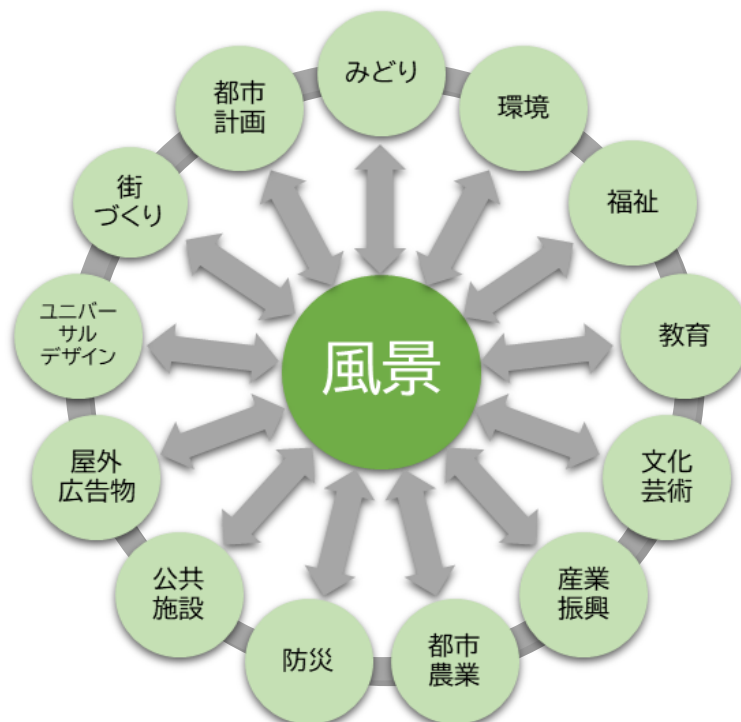
風景づくりに関わる機関と積極的に連携し、風景づくりを推進します。

## (5) 庁内関係所管との調整・連携

風景づくりは、街づくり、公共施設整備・維持管理、復旧復興街づくり、文化財の保存・利活用、区民活動など、幅広い分野に関わります。良好な風景づくりをより効果的に推進するためには、庁内の関係所管との横断的な情報共有や施策との連携・調整を図ることが必要になります。

そのため、大規模な再開発や、まとまった樹林地の伐採を伴う開発行為、復旧復興街づくりなどを行う際は、地域の自然や歴史資産を含めた地区の特性を把握し、風景に配慮した計画となるよう、関係所管と調整・連携します。

庁内関係所管との調整・連携イメージ



## 2. 計画の検証・評価

### (1) 計画の検証・評価と見直し

風景づくり計画の計画期間は、世田谷区都市整備方針の「第二部 地域整備方針(後期)」の計画期間に即し概ね10年とし、計画期間満了を目途に見直しを行います。また、計画期間内においても上位計画の変更や風景づくり重点区域の指定など、必要に応じて、適宜計画の見直しを行います。

風景づくり計画の見直しにあたっては、施策・事業の進捗確認、区民意識の把握、実際の風景の状況把握、風景づくりに関する動向把握、せたがや風景デザイナーへの意見聴取など、適宜方法を選択しながら検証・評価を行うとともに、風景づくり委員会に諮りながら実施します。

### (2) 基本理念の評価指標

風景づくり計画の実現に向けた達成状況を測る方法のひとつとして、2つの成果指標を設定します。

成果指標1は、計画改定の検証・評価を行う際、区政モニターアンケートなどにより把握していきます。

成果指標2は、「世田谷区基本計画(2024-2031)」第5章の実施計画に定める「事業の成果指標」により、具体的な施策の効果などを把握していきます。

#### 成果指標1

成果指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
お住まいの街(世田谷区内)の風景を良いと思う人の割合	82.8%	85%
お住まいの街(世田谷区内)の風景に興味・関心がある人の割合	95.4%	98%
これまでに風景づくり活動に参加したことのある人の割合	11.4%	15%

#### 成果指標2

項目	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
事前調整会議における指摘事項に対する協議成立割合	75% 令和5年度 (2023年度)	78%	78%	78%	78%	78%
風景づくり交流会参加団体の交流会への評価(満足度)	—	75%	75%	80%	80%	80%
イベント参加者の風景づくりへの理解が深まった割合	—	75%	75%	80%	80%	80%

「世田谷区基本計画 2024-2031」(第5章 実施計画)より引用